

行動計画の内容と目標一覧表及び実績評価

目標の区分	内 容	目 標	平成25年度
制度の周知等	子育て支援制度の周知	パンフレットの作成	作成済（次世代育成ハンドブック）
	制度の活用方法の情報提供	休暇等取得計画モデルの作成	作成済（次世代育成ハンドブック）
特別休暇	保健指導又は健康診査	取得率 100%	休暇取得者はないが周知済
	通勤緩和	取得促進	周知済
	妊娠障害	取得促進	周知済 取得者無
	妻の出産	取得率 100%	取得率 81.8% 取得職員/対象職員=9/11（人）
	保育時間	取得促進	周知済
	子の看護	取得促進	周知済 取得者有（取得人数：33人 取得日数68日）
育児休業等	女性職員の育児休業	取得率100% 3歳まで取得促進	○取得率100% 取得職員/対象職員=5/5（人） ○3歳まで取得促進周知済 取得職員/対象職員=17/43（人）
	男性職員の育児休業	取得率 20%以上	取得率 0.0% 取得職員/対象職員=0/11（人） 制度周知済
	部分休業	取得促進	周知済 部分休業取得職員/育児休業復帰職員 =5/11（人）
	育児短時間勤務	取得促進	周知済 育児短時間勤務取得職員/育児休業復帰職員 =0/11（人）
	職場復帰支援	現所属復帰、情報提供、面談実施	原則、現所属復帰 情報提供、面談実施済
時間外勤務	時間数	縮減促進	定期的に周知徹底 【参考：16.87時間/月】
	「健康デー」の定時退庁	達成率100%（緊急業務除く）	定期的に周知徹底 99.3%
	所定外労働の免除・深夜勤務の制限	申請促進	周知済
早出遅出勤務	勤務時間制度の活用	制度活用促進	周知済 活用者無
年次有給休暇	平均取得 （過去5年平均 11.2日）	平均取得日数 14日以上	平均取得日数 9.8日
そ の 他	産休、育休時の代替職員	代替職員の確保と配置	確保、配置済 代替職員数/H25年度新規育児休業取得職員数 =5人/5人 通算21/22人
	自己申告制度	制度の継続、活用	制度継続、活用済
	研修	男女共同参画研修等の実施	実施済
	子育てバリアフリー	庁舎の設備整備 対応マナーの向上	設置有 ・水道事業所トイレにオムツ交換台 ・市民課前客待合室にベビーベッド有 ・住民福祉課前客待合室にベビーベッド有 （ぬいぐるみ・絵本等有）
	子育て等地域活動	参加促進	周知不足
	職員向け子育て支援情報の提供	庁内LANに掲載	掲示済

休暇制度区分		要件・内容	取得期間・取得単位等
特別休暇	保健指導 又は 健康診査	妊娠した女性職員が、妊娠中又は出産後1年以内に母子保健法第10条に規定する保健指導及び同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	(基準) 妊娠6月まで 4週間に1回 妊娠7～9月まで 2週間に1回 妊娠10月から出産まで 1週間に1回 出産後1年以内 1回 ※ 医師等の指示によるときは、指示された回数 1日又は1時間を単位として、必要に応じて取得
	通勤緩和	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響を与える場合	1日を通じて1時間を超えない範囲
	妊婦障害 (つわりに限る。)	妊娠中の職員が、妊娠に起因する障害(つわりに限る。)のため勤務することが著しく困難な場合	7日以内で必要と認める期間
	産前・産後	出産する場合	産前8週間(56日間) (多胎妊娠の場合は、14週間(98日間)) 産後8週間(出産日の翌日から56日間) ※本人が就業を希望する場合は、産後6週間を経過し医師が認めた場合は可。
	妻の出産 (出産補助)	妻の出産に伴う必要と認められる入退院の付き添いをする場合	妻が出産するために病院等に入院する等の日から出産後退院するまでの間に3日以内
	保育時間	生後1年に達しない子を養育する職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳やその他の世話をする場合 ※ 但し、男性職員の場合は、子の母親が同じ日に取得する時は、その分を差し引いた時間。	子が1歳に達するまで 1日2回 それぞれ30分以内の期間
	子の看護	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防のため)をする場合	子が中学校就学の始期に達するまで 一の年において5日を限度(当該子が2人以上の場合は10日)(時間単位)

育 児 休 業 等	育児休業	産後休暇取得後、3歳未満の子を養育する場合に認められる休業 (配偶者が育児休業、配偶者が常態として子を養育することができる場合等も可能。)	子が3歳に達するまで 【参考】 1 育児休業により養育しようとする子の出生の日から産後休暇(8週間)内(出生の日から57日間)に男性職員が最初に育児休業した場合に、当該子について再度育児休業をすることができる。  2 無給、但し、職員両親ともに育児休業する場合には、子が1歳2ヶ月に達するまでの間において1年間(母親の場合は、出産の日及び産後休暇期間を含めた1年間)を限度として、市町村職員共済組合から育児休業手当金が支給され、育児休業する場合(3歳に達するまで)は、共済掛金が免除される。
	部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認める制度 (配偶者が育児休業、配偶者が常態として子を養育することができる場合等も可能。)	子が小学校就学の始期に達するまで 勤務時間の始めと終わりにおいて、1日を通じて2時間以内(30分単位) 【参考】 勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給。
	育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に、定めた勤務形態において勤務できる制度。 (配偶者が育児休業、配偶者が常態として子を養育することができる場合等も可能。)	子が小学校就学の始期に達するまで 【勤務の形態及び勤務時間】 ①週休日 土日 勤務日 月から金に3時間55分 (計19時間35分) ②週休日 土日 勤務日 月から金に4時間55分 (計24時間35分) ③週休日 土日と月から金のうち2日 勤務日 残り3日を7時間45分 (計23時間15分) ④週休日 土日と月から金のうち2日 勤務日 残り3日のうち2日を7時間45分、1日を3時間55分 (計19時間25分) 【参考】 勤務時間数に応じた給与を支給。手当、休暇数に留意する必要がある。

そ の 他	早出遅出勤務	職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために請求した場合に、早出遅出勤務することができる (配偶者が常態として子を養育することができる場合も可能。)	子が小学校就学の始期に達するまで等始業及び終業の時刻を、職員が育児を行うものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をすることができる。
	深夜勤務の制限	職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために請求した場合に、公務の運営に支障がある場合を除いて、深夜(午後10時から午前5時まで)の勤務を制限する制度	子が小学校就学の始期に達するまで
	時間外勤務の制限	3歳未満の子がある職員が当該子を養育するために請求した場合は、超過勤務を免除。(災害その他避けることができない事由に基づく勤務は除く。)	3歳未満の子がある職員が当該子を養育するため